

鳥取市任期付職員（育児休業代替保健師） 募集案内

令和5年9月1日

鳥取市総務部職員課(本庁舎6階) 〒680-8571 鳥取市幸町71番地 電話 (0857)30-8116
鳥取市公式ウェブサイト <https://www.city.tottori.lg.jp/>

鳥取市では、育児休業を取得する保健師の代替職員として勤務する「育児休業代替任期付職員」を随時募集しています。

申込みいただいた方は資格・免許等を確認後、名簿に登録し、育児休業取得申請があった場合に、随時、選考試験を実施のうえ採用を行います。

任期は概ね6か月以上3年以内で、職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されますが、育児休業取得制限を除き、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、公務災害補償等）については、正規の職員（任期の定めのない職員）と同様の扱いとなります。

1 募集職種及び応募資格

(1) 募集職種

職種	職務の内容	主な配属先
保健師	市の機関に勤務し専門的業務に従事します。	鳥取市中央包括支援センター、こども家庭相談センター、こども発達支援センター、鳥取市保健所、鳥取東保健センター、各総合支所、職員課など

(2) 応募資格

① 応募できる人

次のアからエまでの要件のすべてに該当する人

(年齢制限はありませんが、下記の要件を満たす必要があります。)

- ア 普通自動車の運転免許証を取得している人
- イ パソコンを使用して文書・図表作成・表計算ができる人（必須：Microsoft Word, Excel）
- ウ 日本国籍を有していない人については、就職に制限のない在留の資格を取得している人
- エ 保健師免許を有する人

② 応募できない人

地方公務員法第16条の規定により次のいずれかに該当する人

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 任用期間 概ね6か月以上3年以内で、職員の育児休業期間に応じて決定
※休業期間の延長により、任用期間を更新することがあります。

3 登録申込手続 令和5年9月1日（金）以降、随時受け付けます。
記入要領をよく読んで、必要事項を記入した「所定の申込書」と、「資格・免許等の写し」
を提出してください。

《持参による申込みの受付時間》

8時30分～17時15分

（ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌1月3日）は受け付けを行
いません。）

※郵便又は信書便による申込みは、令和5年9月1日（金）の消印（通信日付印）以降、
いつでも受け付けます。

※インターネットによる申し込みは、受け付けていません。

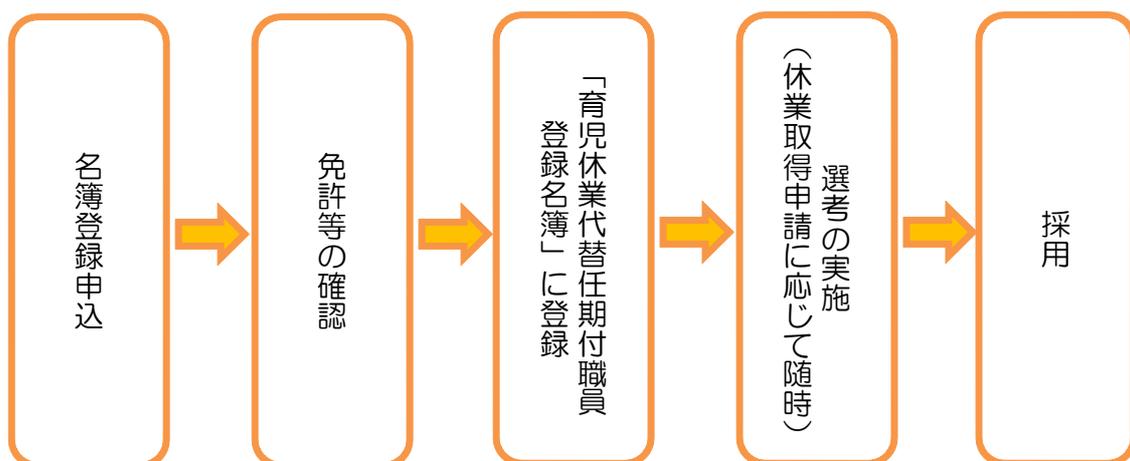
申 込 先…………〒680-8571 鳥取市幸町71番地 鳥取市総務部職員課人事係
郵送の場合は、封筒の表に赤字で「育児休業代替登録申込」と書いて
ください。

4 登録から採用までの流れ

資格等の確認後、「育児休業代替任期付職員登録名簿」に登録し、登録通知をお送りします。
その後、育児休業の取得が見込まれる場合に、名簿に登録された順番に声かけ（勤務場所、
任用期間等を連絡）を行い、随時面接等による選考試験を実施し、採用者を決定します。

なお、名簿登録されても、育児休業の取得状況によっては採用されない場合がありますの
で、予めご了承ください。

名簿登録期間は登録日から3年間です。一度採用されて任用期間が満了となった方も、名
簿登録期間内であれば再度採用されることがあります。（ただし、欠格条項に該当するなど、
登録資格を満たさなくなった時点で名簿登録は無効となります。）



5 試験の実施内容等

採用試験の実施日時は、名簿登録されている方に個別にお知らせします。
試験種目は以下のとおりです。

試験種目	内 容
人 物 試 験	自己アピール審査（自由テーマで3分間の自己PRについて審査）及び個別面接による人物についての口述試験

6 合格者の決定・発表方法

人物試験の結果を勘案して合否を決定し、その結果を通知します。また、「育児休業代替任期付職員登録名簿」の登録を取り消したときも通知します。

なお、試験種目には一定の基準があり、この基準に到達しない場合は、不合格となります。

ただし、不合格となった場合でも、希望により名簿への登録は継続され、改めて選考試験を受けることができます。

7 試験結果の開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証、個人番号カード等の写真付きの身分証明書いずれか一点を携帯して、直接開示場所へおいでください。

開示対象者	開 示 の 内 容	開示期間	開 示 場 所
受験者本人	試験種目ごとの得点	合否通知の日 から1か月間	総務部職員課 (市本庁舎6階)

8 採用方法及び給与等

(1) 採用方法

合格者は、「保健師（主事級）」として採用されます。

ただし、資格要件を満たしていないことや、提出書類等に虚偽が判明した場合は、合格しても採用されません。

(2) 給与

令和5年4月1日現在における新規卒業者の初任給（月額）は、次のとおりです（給料表の改訂等により変更となる場合があります。）。なお、職歴等のある人は、その職歴に応じて加算される場合があります。

新規卒業者初任給（月額）	参 考
大学卒業 185,200円	大学卒業後、民間企業等で13年の実務経験を有する35歳の者 概ね月額 263,600円
短大卒業 167,100円	

※ 勤務成績等により昇給があるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（年2回支給）、時間外勤務手当等の諸手当及び退職手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務条件

任期付職員は、任期が定められていることと、育児休業を取得することができないことを除き、その他各種勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については、正規の職員（任期の定めのない職員）と同様の扱いとなります。

採用後の6か月間は、条件付採用（試用期間）となりますので、この期間の勤務成績が不良の場合は、本採用されないことがあります。

現在、企業等に在職中の人を採用された場合は、その企業等を退職していただくこととなります。また、採用後は許可なく他の職（アルバイト等）に従事することはできません。

9 その他

《日本国籍を有しない職員の任用について》

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則に基づき、外国籍の職員は「公権力の行使」又は「公の意思形成への参画」に携わる職以外の職に任用されます。

「公権力の行使」に該当する業務及び「公の意思形成への参画」に携わる職の主なものは次のとおりです。

公権力の行使に該当する業務

○税の賦課・徴収・滞納処分に関する事務、生活保護に関する事務、建築確認に関する事務など

公の意思形成への参画に携わる職

○行政施策の企画、立案、決定に参画する職で、部長・局長・次長・課長など

10 個人情報の取扱い

鳥取市任期付職員（育児休業代替保健師）の募集に際して取得した個人情報は、採用に関する事務以外の目的では使用しません。